米国宗派学校生徒のための
教科書無償化をめぐる教育判例の検討

広島大学大学院　古　賀　一　博

Abstract

A Consideration of Educational Cases concerning the Furnishing of Free Textbooks to Sectarian School Students in the United States of America

Kazuhiro KOGA, Graduate School, Hiroshima University

In the United States, many state legislatures established the statutes on the furnishing of free textbooks after the free textbook law of 1884 in Massachusetts. Their number had risen to forty-three states by 1927.

But these statutes generally seemed to be only for public school students. So the actions as to the furnishing of free textbooks to private school students, particularly sectarian school students have been brought since the beginning of this century.

This paper, as a part of the study concerning the textbook administration in the United States, attempts to examine the cases on the furninshing of free textbooks to private school students, particularly sectarian school students, to clear up the legal principles of such educational cases and to consider the significance of furnishing free textbooks to private school students, particularly secratian school students.

The contents are as follows :

Introduction
I. A background of cases on the furnishing of free textbooks to sectarian school students
II. The consideration of cases on the furnishing of free textbooks to sectarian school students
(1) Dissenting cases
(2) Supporting cases
Conclusion

In the cases on the furnishing of free textbooks to sectarian school students, it has been disputed whether the furnishing violates the principles of "separation of church and state" prescribed in the federal and state constitutions or not. Judical decisions have been divided into two opposing types and the unified conclusion hasn't been induced by judical authorites. But in the supporting cases, it has been valued that the state can secure sectarian school students' right to recieve education, complete compulsory education, and promote the general welfare and safety of the state people by furnishing free textbooks to sectarian school students.

序

米国において、無償教科書制度が初めて出現したのは、1818年のフィラデルフィア市であったとされているが、その後この無償教科書制度は東部諸州の都市部を中心に広がりをみせ、1884年に至りようやくマサチューセッツ州において初めて州全域に適用される無償教科書法として結実したといわれている。[(1)] その後、近隣の諸州も次々とこれに倣うようになり、1927年までに全米中43州（うち命令規定20州、許可規定23州）までが無償教科書法を制定し、法制上ではあるが一応1920年代までに無償教科書制度が確立するに至ったのである。[(2)]

しかし、この無償教科書制度は、若干の州を除けば、公立学校生徒のみを対象とするものと解されていたのが一般的であり、私立学校とりわけ宗派学校の生徒に対する無償教科書制度の適用には、各州は極めて慎重な態度を堅持していた。このことは、ジェファーソン以来確立されてきた政教分離の原則が、

私立学校とりわけ宗派学校に対する公費援助を厳しく制限してきたことや、私立学校自体が19世紀中期以後急速に発展してきた近代的公教育制度にもともと含まれるものとは解されておらず、公費支出の対象と考えられていなかったことなどによるものと思われる。ところが、この公立学校生徒のみを対象とした無償教科書制度に対して、今世紀に入るころより各州では、私立とりわけ宗派学校生徒に対しても同様の制度適用を求める動きが活発化するとともに、州憲法上禁止されている「私立、宗派学校に対する公費援助」の具体的内容に関する法解釈上の問題とも相まって、私立、宗派学校生徒に対するかかる制度適用が法認され得るか否かをめぐる事件が各州更には連邦の裁判所において係属されるようになってきたのである。

そこで、本稿は、米国教科書行政研究の一環として、この宗派学校生徒に対する無償教科書制度の適用をめぐる教育判例を整理・検討し、かかる諸判例の示す法原理を明らかにするとともに、併せて宗派学校生徒に対する無償教科書制度の適用がもつ意味を探ることを目的とするものである。

I　宗派学校生徒に対する無償教科書制度の適用をめぐる事件の出現背景

一般に、米国において政教分離に関する法規定がはじめて明文化されたのは、連邦レベルでは1791年の合衆国憲法修正第1条、(3) 州レベルでは1786年のヴァージニア州信教自由法(4) (An Act for Establishing Religious Freedom) であったとされ、古い歴史を有している。これら制定法上に示された国教樹立の禁止と信教の自由は、その後各州においても継承・普及され、19世紀初めまでには多くの州で、特定宗教を公認したり公費によって援助したりすることを禁じる政教分離の基本原則が、法的に確立されるようになったといわれている。(5)

しかし、この比較的早期に確立された政教分離の原則は、当時において正当な意味での近代的公立学校が未発達であったために、一般に教育制度上の重要問題として取り上げられることもなかった。かかる原則の教育制度上における適用問題が活発化したのは、19世紀第二4半期以後出現してきた近代的公立学校設置運動の展開期からである。(6) というのは、ニュー・イングランド地方の諸州を中心に展開されたこの近代的公立学校設置運動は、①公費獲得、②貧民学校思想排除、③完全無償化、④州監督制度確立、⑤宗派主義排除の5つの柱をもって構成されていて、中でも⑤の宗派主義 (sectarianism) の排除が教育制度上、政教分離の原則を樹立する意味をもつ重要な過程であったからである。(7) 例えば、当時公立学校設置運動の指導的地位にあったマサチューセッツ州の場合をみても、1827年に実質的授業料とみられたレイト・ビル (rate bill) の廃止と公立学校維持のための直接課税を義務づけるとともに、タウン学務委員会(town school committee)に対して「どのタウン・スクールにおいても特定宗派に属するキリスト教徒の利益となるようないかなる書物の購入若しくは使用も命じてはならない」(8) と定めている。更に、その後同州は、1855年に公立学校維持のための公費はすべて「タウン又は市当局の命令と監督のもとに法律に従って運営される学校以外の学校に充当されたり、あるいはかかる学校において費消されてはならない」(9) とする修正憲法を採択し、公立学校における宗派教育と私立学校に対する公費支出の双方を禁止するようになっている。このような動きは、マサチューセッツ州にだけ限られた動向ではなく、相前後して他州においても活発化し、「南北戦争までには大部分の州において、また今世紀に入るまでにはほとんどの州において教育領域への政教分離原則の適用が憲法もしくは法律により制度的に一応確立された」(10) といわれている。

ところが、このように各州憲法ないしは法律によって教育制度上の政教分離の原則規定が設けられはしたものの、かかる規定の具体的内実、すなわちどのような援助が制定法上禁止される私立学校とりわけ宗派学校への公費援助の対象となるのか、あるいはどのような教授が公立学校において禁止される宗派教育に当たるのかという点は、必ずしも明確にされていたとは言えず、南北戦争以後、法解釈上の問題として各州の裁判所においてしばしば争われることとなったのである。

更に、上述した近代的公立学校設置運動の展開及び達成は、単に政教分離原則の教育への適用を促したにとどまらず、19世紀初期までの教育における私立学校優位の状況を一変させ、公立学校の国民教育制度上における確固たる地位を不動のものとするようになった。事実、19世紀初めの初等教育はその大部分が私立学校に依存していたが、今世紀に入るころには全学校のうち私立学校の占める比率はわずか10%程度にまで低下したといわれている。(11)

かかる私立学校退潮傾向は、当然ながら、宗教団体とりわけ米国においては少数派に位置するカトリック教関係者たちに自らの教区学校の存亡をかけて公費獲得の努力を促すことになった。しかし、このカトリック教徒側の動きは、プロテスタントの支配的な米国において、多くの国民の支持を得られるはずもなく、結果において挫折していったといわざるを得ない。中には、1873年にニュー・ヨーク市で試みられたプーキープシー・プラン (Poughkeepsie plan) にみられるように、1つの妥協策として、従来教区学校 (parochial school) であったものが公立学校として一応認可を受け、普通の公立学校と同様のカリキュラム、教科書を用いる代わりに校舎や教員は教区学校時代のものを使用し、公費の充当を受けるとする方法がとられた事例もあった。(12) しかし、その後ニュー・ヨーク州教育長官が準司法権(quasi judical capacity) を発動して、同プランのように公立学校が教会の建物を借用したり教会員を教員に配したりすることは政教分離政策に反するとの決定を下し、かかる妥協策も一般には定着しなかったのである。

そこで、カトリック教徒側は、それまで努力してきた宗派学校に対する公費の直接援助 (direct aid) の獲得に見切りをつけ、「子供受益者論」(child benefit theory) にみられるような間接援助 (indirect aid) (宗派学校に対してではなく、その学校に就学する生徒自身に対する公費援助) の獲得へ全力を集中するようになった。ここに至り、私立学校とりわけ宗派学校生徒に対する無償教科書制度の適用問題がクローズ・アップされるようになってきたのである。というのは、彼ら宗派学校関係者のめざした間接援助の具体的内容が主に児童の通学バスの無料供与と無償教科書の配布等であったためである。もちろん、かかるカトリック教徒側の動きに対して、特に教育団体を中心とする人々から宗派学校に対する直接援助はもちろんのこと就学児童に対する間接援助でさえも政教分離の原則に違反するものであるとの強い反対論が提起され、その適法性をめぐっての大きな論議がひき起こされることになった。(13)

最後に、もう1つ別の側面として、第1次大戦を契機としたアメリカ化運動 (Americanization) が注目される。すなわち、第1次大戦の勃発とともに、米国各州では参戦の結果としてナショナリズムが高揚し、国民意識の強い統一をめざすアメリカ化運動が展開され始めた。このアメリカ化運動の主要な要素として、義務教育の強化や国語教育の振興、更にはよりよきアメリカ人の育成をめざす公民教育の徹底などが含まれていた。(14) もともと、アメリカ人は世界各地からの移民とその子孫によって形成されてきたが、中にはアメリカ社会の言語や風俗や習慣に容易に同化しないものが少なくなかった。例えば、大戦後の1920年においても、10歳以上の白人人口のうち英語で読み書きすらできないものが300万人にも達していたとさえいわれている。(15) このような大量の文盲を撲滅し、アメリカ的教養を普及すること

は、国民意識の強い統一と国家の安全を保持するうえで、なんとしても急務であると考えられていたのである。そこで、各州では、かかる目的を達成するために、義務教育の強化や国語としての英語教育、よりよき市民育成のための公民教育の振興を意図したさまざまな立法措置が講じられるようになった。公立、私立の別を問わない無償教科書法の制定も、少なからずこのような要請を担うことが一面では意図されていたものと考えられる。

ほぼ、以上のような社会的状況を背景として、今世紀に入るころより私立学校とりわけ宗派学校生徒に対する無償教科書制度の適用をめぐる事件が各州更には連邦の裁判所において係属されるようになったのである。

Ⅱ 宗派学校生徒のための教科書無償化をめぐる諸判例の検討

1 無償教科書制度の適用を公立学校に限定する諸判例

本節で取り上げる判例は、主に、私立学校、とりわけ宗派学校生徒に対する無償教科書制度の適用を政教分離の原則に照らし合わせて違法とし、無償教科書制度の適用を公立学校に限定しているものである。以下、具体的な事件を検討してみたい。

(1) Smith v. Donahue et al. 事件（1922）（以下 Smith 事件）(16)

本件は、ニュー・ヨーク州 Ogdensburg 市の一納税者である W. A. Smith（以下原告）が同市教育委員会と教育長及び市収入役（以下被告）を相手に、市内宗派学校生徒に対する無償教科書・教具の提供の停止を求めて起こした事件である。事実の概要は以下のとおりである。

Ogdensburg 市教育委員会は、「市内学校に就学するすべての生徒に対し教科書・教具を無償で提供することを市教育委員会に認める」州制定法 (Education Law §868, subd. 4) を根拠として、市内公立学校のみならず、同市内にあるローマ・カトリック教会の維持する宗派学校の生徒に対しても無償教科書・教具を提供する決定を下した。この決定に対して、原告は、かかる行為が「州及びその下部機関はいかなる宗派学校の援助においても、直接あるいは間接に、その財産、公金を使用させ、又は貸し付けてはならない」とする州憲法 (Const. N. Y. art. 9, sect. 4) に違反するとともに、国教樹立の禁止と信教の自由を定めた合衆国憲法修正第1条及びニュー・ヨーク州憲法第1条 (Const. N. Y. art. 1, §3) にも抵触するものであるとして、被告の行為（宗派学校生徒への無償教科書・教具の提供及びそのための教育長への費用支出）の停止を求めて、訴訟を起こした。下級審で、この申し立ては斥けられたため、原告は上訴した。

この訴えに対して、本件の審理を担当したニュー・ヨーク州中間上訴裁判所 (Supreme Court, Appellate Division, Third Department) は、問題の州制定法 (Education Law §868, subd. 4) の違憲性は否定したものの、「宗派学校は州公教育制度に包摂される学校ではなく、特定宗教の教区学校であること」(17)、従って「かかる学校の教育に州は干渉あるいは援助を加える意図がないこと」(18)を明示して、無償教科書・教具の提供を認める州制定法条文中の「学校」には宗派学校は含まれておらず、かかる宗派学校に対する無償教科書・教具の提供は宗派学校に対する公費援助を禁止した州憲法に抵触すると判示した。また、問題の州制定法は無償教科書・教具を学校に対してではなく生徒に対して提供することを定めているのであるから、何ら州憲法の禁止する宗派学校援助には該当しないとする被告主張に対して、「たとえ州制定法の解釈において、無償教科書・教具の提供が学校ではなく生徒に対してなされた

ものと解され、宗派学校に対する直接援助ではないとしても、かかる行為は生徒を通じて宗派学校に対してなされたものと思われ、明らかに州憲法の禁止する間接援助に相当する。なぜならば、生徒が学校における彼らの学習と切り離して教科書・教具を使用することはないからである。」[19]と判示し、被告主張を斥けている。

このように、本件では、裁判所は州制定法の意図する無償教科書・教具の提供が公立学校のみを対象としたものであることを確認するとともに、公費援助の対象を子供自身に求めることにより州憲法の規定する政教分離原則（宗派学校に対する公費援助の禁止）に無償教科書・教具の提供は抵触しないとする「子供受益者論」の見解を、生徒への援助＝学校への間接援助とみなし、否定している。[20]

(2) Haas v. Independent School Dist. No. 1 of Yankton et al. 事件（1943）（以下 Haas 事件）[21]

本件も、前述の Smith 事件と同様に、宗派学校は州の意図する公教育制度に包摂されず、かかる学校の生徒には公費による無償教科書は提供され得ないことを判示しており、注目される。事実の概要は、以下のとおりである。

被告であるサウス・ダコタ州ヤンクトン (Yankton) の第1独立学区 (Independent School Dist. No. 1) とその教育委員会は、州制定法規定 (SDC 15.1706, Part III of Title 15, Code of 1939) に基づき、その所轄内の公立学校（4年制ハイ・スクール）に就学する生徒が使用するすべての教科書を無償で提供する決定を下し、実施に移した。この実施に対して、原告である同学区内の宗派学校(Sacred Heart Catholic school) 生徒 L. Haas とその保護者 E. Haas は、公立学校同様、宗派学校生徒に対しても同じ教科書を無償で提供するよう被告に請求した。しかし、被告はこの請求を拒否したため、原告はかかる請求の正当性を証明するための確認判決の訴訟を起こした。下級審は、学区が原告に対して何ら教科書を提供する義務も権限もないことを判示したため、原告は上訴した。

この申し立てに対して、サウス・ダコタ州最高裁は、「地方学区及び教育委員会が無償教科書を生徒に提供する場合、憲法あるいは制定法上、明らかにその権限が規定されていなければならない」[22]とするこれまでの判例原理を踏襲したうえで、本件問題の制定法条文中に宗派学校生徒がその対象として含まれているとは解せられないことを以下のような用語の定義を示して明らかにした。

「①独立学区に関する制定法条文中の“郡の公立学校”(public schools of the county) と“郡の学校”(schools of the county) は立法府の意図する同義の用語である。

②独立学区に対して生徒に無償教科書の提供を認める制定法条文中の“かかる学区の生徒”(pupils of such district) という用語は州の公立学校制度に関する制定法にみられる用語と区別されるもの、あるいは異なる意味をもつものとは解せられない。

③公立学校に関する制定法上、ハイ・スクールの維持･管理は学校設置団体 (school corporation) によってのみ行使され得ることになっているので、かかる4年制ハイ・スクールを維持する“独立学区”(independent district) の教育委員会は、単なる地理的単位ではなく、法人的資格を有するものであることが黙示的に示されている。

④公立学校に関する制定法条文中、“かかる独立学区”(such independent district) の“かかる”(such) とは、その種類あるいはそれと同じ種類という意味であり、“かかる独立学区”は条文中すでに記されている学区と同じであることを示している。

⑤従って、独立学区に対し“かかる学区の生徒”(pupils of such district) に無償教科書を提供

することを認める制定法中の“学区”(district) という用語は、そのハイ・スクールを維持・管理するとともに、その学校に就学する生徒が使用する教科書を採択、購入する法人団体を意味している。」(23)

以上の定義からも明らかなように、本件では、“学区の生徒”という用語を「学区内に居住する生徒」とはとらえずに、“学区”を「その所轄の学校(公立学校)を維持・管理する法人」として位置づけることによって、「学区によって維持・管理される学校(公立学校)に就学する生徒」と判断している。

このように、本件に関しては、制定法上、私立・宗派立学校の生徒あるいは州の公教育制度の一部として維持される学校に事実上就学しない者に対して学区が無償教科書を提供することは当初より意図されておらず、またその義務も権限もないとして、下級審の判決を支持している。宗派学校生徒への無償教科書提供に関する直接的憲法判断を回避して、条文解釈によって宗派学校生徒がかかる教科書を受け取る資格のないことを判示した典型的事例といえよう。

(3) Dickman v. School District No. 62C, Oregon City, of Clackamas County 事件(1961)(以下 Dickman 事件)(24)

次に、近年オレゴン州で起きた Dickman 事件をみてみたい。本件事実の概要は以下のとおりである。

被告オレゴン市第62C学区とその教育委員会は、州制定法 (ORS 337.150)(25)に基づき、公立学校のみならず、その所轄内の宗派学校生徒にも無償教科書を提供していた。この行為に対して、原告(同学区内の納税者 Dickman 他2名)は宗派学校生徒に対する無償教科書の提供が政教分離の原則を定めた州及び連邦憲法に違反するものであるとして、かかる行為の取り消しと問題の制定法 (ORS 337.150)の合憲性に関する審理を求めて訴訟を起こした。原告の主張は要約すると次のようなものであった。①問題の制定法は宗教に対する公費援助を規定しており、宗教公認を禁止した合衆国憲法修正第1条といかなる宗教機関に対しても公費の支出を禁じたオレゴン州憲法 (Article I, §5 of the Oregon Const.) に違反している。②問題の制定法は、適切な法の手続 (due process) によることなく、非公共的目的のための不当な課税徴収を規定しており、原告の財産を奪っている。③問題の制定法は、公立学校のためにのみ独占的に使用されるべき公費を宗派学校へも充当することを規定しており、オレゴン州憲法 (Article VIII, §2) にも違反している。以上の理由により、宗派学校生徒への無償教科書の提供は認められず、もし問題の制定法が宗派学校生徒をもその対象としているとすれば、明らかにかかる制定法は違憲である。(26)

この申し立てに対して、オレゴン州最高裁は、6対1で原告主張をほぼ支持して次のように判示した。

「①本件における重要な問題は、宗派学校生徒に対して無償教科書を提供する目的で被告学区が公費を使用することが合衆国憲法修正第1条及び州憲法 (Article I, §5) に抵触するかどうかであるが、ORS 337.150 に基づく公費の支出は、オレゴン州憲法 (Article I, §5) の禁止するところである。従って、原告が主張する合衆国憲法修正条項に対する違憲性の問題はこれ以上審理の必要はない。オレゴン州憲法 (Article VIII, §2) についても同様である。(27)

②被告の主要な主張、すなわちかかる公費の支出は、学校に対してではなく教科書を使用する公立及び宗派学校の生徒に対してなされたものであるとする点は、たしかに Borden v. Louisiana State Board of Education 事件(後述一筆者)などで支持されている。しかし、このいわゆる“子供受益者論”は、公費支出は宗派学校生徒を含む個々の生徒の教育要求に合致する目的でなされるとする見解に立脚したものである。とすれば、教育上の援助はすべて生徒の便益のためになされる以上、この論が一部の場合正当化されれば、すべての教育目的のための公費支出が正当化されることになり、本論を支持

することは困難である。………かりに、学校ではなく生徒が州の援助の受益者であるとしても、かかる援助は就学する学校の構成員としての生徒に対してなされたものに過ぎない。従って、だれがその便益を享受しようと、かかる援助は学校自身に対してなされたものと解すのが相当である。[28]

③宗派学校の生徒としての子供に対する公費援助は、州の福祉権能 (police power) の下で容認されている公共の福祉を遂行するものとは解せられない。このことは、Everson 事件[29]や Borden 事件の反対意見の中でも述べられている。

④これまで、いくつかの事件においては、宗派学校は本来州自身が公立学校を通じて行なうべき業務を遂行しているので、かかる宗派学校に対する公費支出は、宗派学校に対する“援助”ではなく、かかる業務に対する“報酬”であり、憲法上規定された政教分離の原則には抵触しないとする見解が採用されているが、この考えはまやかしであり、宗派学校のすべての教育要求に対する公費支出を正当化することになる。[30]

⑤宗派学校に就学していることを理由に、生徒への無償教科書の提供を否定することは合衆国憲法修正第14条の保障する平等保護に違反するという被告主張には、何ら根拠がない。州の援助からかかる生徒を除外することは単に妥当であるばかりでなく、合衆国憲法自体このような平等保護を命じてはいない。」[31]

このように、本件は、無償教科書の提供が生徒ではなく結果において学校へなされた援助であること、州の福祉権能の適用範囲でないこと、平等保護の侵害に当たらないこと、更には宗派学校に対する業務代行の“報酬”が認められないことを明示して、問題の制定法 (ORS 337.150) に基づく宗派学校生徒への無償教科書提供をオレゴン州憲法 (Article I, §5) に違反すると判断した。この判決を不服とした被告は、連邦最高裁へ上告受理の申し立てをしたが、申し立ては棄却され、判決は確定した。[32] 本件は、これまでの事件と比べて、かなり多角的な視点からの検討を加え、総合的な判断に基づいて宗派学校生徒に対する無償教科書の提供を違法とした事件であるといえる。

ただ、看過できないのは唯一の反対意見を述べた Rossman 判事の見解である。彼によると、州議会が問題の制定法 (ORS 337.150) を可決したのは、宗派学校の質を向上させるためであり、無償教科書提供のもつ意味は宗派学校に対する財政的援助というよりもかかる学校に就学する生徒により優れた教育を提供すること、そして、州議会の支持を得た教科書を宗派学校の生徒へも提供することであったとしている。[33] もちろん、この意見は本件において拘束性を有すわけではないが、私立・宗派学校生徒に対する無償教科書提供のもつ意味を示唆すると同時に、次節において検討する私立・宗派学校生徒への無償教科書提供を法認した判例の中にもそれと共通する見解が看取でき、興味深いものといえよう。

以上のように、本節で取り上げた事件は、明確な憲法判断を示すか、単なる制定法の条文解釈にとどまるかの違いはあるが、「宗派学校は公教育制度に包摂されるものではなく、州の責任の対象ではない」こと、「生徒に対する援助は学校に対する援助と同義であり、政教分離原則に抵触する」ことなどを主要な理由として挙げ、私立学校とりわけ宗派学校の生徒に対する無償教科書制度の適用を否定している。これらの事件では、無償教科書の提供が学校に対してなされたものととらえられているためか、直接教科書を使用する生徒自身の利益・権利に関する論及はほとんどみられないかあるいはそれらに関する論及がみられる場合でもほとんどその主張は斥けられている。本節の諸判例は、生徒自身の利益・権利よりも、むしろ政教分離の原則によって確立された特定宗派に対する優先権 (preference) の排除と信教

の自由を重視する姿勢を色濃く示しているといえよう。

2 宗派学校生徒に対する無償教科書制度の適用を法認する諸判例

本節で取り上げる諸判例は、主に「無償教科書の提供は学校に対してではなく、個々の生徒に対してなされたものである」とする「子供受益者論」を採用し、私立、宗派学校生徒に対する無償教科書制度の適用を法認しているものである。以下、個々の事件を検討してみたい。

(1) Borden v. Louisiana State Board of Education 事件(1929)(以下 Borden 事件)[34]

本件は、いわゆる「子供受益者論」を正面から取り上げ、支持したばかりでなく、その後の私立学校生徒に対する無償教科書提供を法認した判例にも大きな影響を与えており、注目されるものである。事実の概要は以下のとおりである。

ルイジアナ州議会は、1928年、法律第100号(Act No. 100)を制定した。この法律には、州教育委員会が「州の学童」(school children of the state)に無償教科書を提供するよう定められていた。州教育委員会(以下被告)は、本法が公立学校生徒のみならず、私立学校生徒をもその対象としているものと判断し、学校の種別を問わず、州内の全児童に対して公費による無償教科書提供を実施した。これに対して、同州の市民である P. Borden ら(以下原告)は、かかる行為が「私立若しくは宗派学校の財政的保障のため、公費が使用されてはならない」とした州憲法規定(Art. XII Sec. 13)に違反するものであるとして、その行為の差止命令を求めて訴訟を起こした。

この申し立てに対して、ルイジアナ州最高裁は、4対3の僅少差ではあったが、原告主張を斥け、次のように判示した。

「いずれかの教会立、私立、宗派立あるいは公立学校用の教科書を購入するために公費が支出されたということは、記録を精査しても確認できない。支出は州の学童に無償で使用させる教科書を購入するという特殊な目的のためになされた。支出がなされたことは子供達の利益のためであり、結果的には州の利益のためであった。なるほど、これらの学童は、公立若しくは私立 ― 私立の場合、宗派的なものもあれば非宗派的なものもあるが ― の学校に就学するが、いずれに就学しようとも、彼らには無償で教科書が提供されるべきである。しかし、学校がかかる支出の受益者ではない。学校はかかる支出から何も入手し得ないし、いかなる責任も免除されているわけではない。学童と州のみが受益者なのである。たしかに、一部の学童が就学する宗派学校の中には宗教教育を行ない、かかる目的のために教科書が使用されている。しかし、我々は記録を注意深く探してみても、州の目的がかかる宗派学校生徒に宗教的な教科書を提供することであったとするいかなる根拠も見出せない。……州制定法の意図は、公立学校に就学する子供に提供される教科書と同じものが私立学校生徒にも提供されねばならないとするものであった。これはこの法律を解釈し実施する唯一の実際的な方法であり、州教育委員会が行なっているところのものである。従って、当然ながらこれら教科書の中には宗教教育に適応するような書物は期待されるべきではない。」[35]

更に、同裁判所は、州の利益に関連して次のようにも述べている。

「教科書は子供に対して付与あるいは寄贈されたものではない。……それは単に子供に対して教科書の使用を保障したものである。換言すれば、教科書は子供に貸与されたものであり、これはかかる教科書が返却されるべきものであることを予定している。この場合、たしかに州に帰属する有価物 (things of value) の貸与は存在するが、この貸与は州憲法の禁止する貸与には当たらない。州憲法の禁止する

貸与は、福祉権能 (police power) の正当な行使とは関係のない貸与である。州あるいは地方当局に帰属する有価物の付与・貸与が福祉権能の正当な行使に必要な場合、州憲法第4条12項はかかる付与・貸与を禁止することを意図していない。もし、そうでないとするならば、州あるいは地方当局は、例えば流行性の病気防止のためのワクチンでさえ供給できなくなる。州内就学児童が使用するための教科書を提供することは、州内児童の教育を促進し無学文盲の撲滅に直接寄与するばかりでなく、子供のモラルを高め州民の全般的福祉と安全を図ることにもつながる。従って、これはまさに福祉権能の範囲である。」[36]

このように、本件では、無償教科書の提供が学校に対してではなく、州内の全学童を対象としたものであるとしたうえで、かかる無償教科書の提供が子供の利益のみならず州の利益のためでもあり、州の福祉権能の行使として位置づけられることを挙げ、州憲法の禁止する私立あるいは宗派学校への公費援助にあたらないと判示した。

この基本的原理は、ほとんど時期を同じくして出された Cochran v. Louisiana State Board of Education 事件判決 (1930) (以下 Cochran 事件)[37]でも示されている。本件では、前述の法律第100号 (Act. No. 100) が合衆国憲法修正第14条に反して、税金によって調達された公共の財産を私的な目的 (私立学校生徒への無償教科書の提供) に流用しているものかどうかが訴訟の争点であった。

ルイジアナ州最高裁は、前述の Borden 事件の判決を引用して、公費援助の対象は学校ではなく学童自身であり、それは結果において州の利益 (福祉権能の範囲) であることを再度確認して、宗派学校生徒への無償教科書の提供を支持した。原告側はこれを不服として連邦最高裁へ上告した。連邦最高裁は、この訴えに対して、「問題の制定法を審理する限り、州の課税徴収権が公共の目的のために行使されていることは疑いない。制定法は、私立学校あるいは受益者としての生徒を差別も優遇もしていないし、専ら私的な事項に干渉する意図もない。制定法の関心事は、広い意味の教育であり、その方法は包括的なものである。個人の利益は公共の利益が守られる場合にのみ助長される。」[38]と述べて、ルイジアナ州最高裁判決を支持した。

このように、これら二つの事件は、その訴えが宗教機関への公費援助か公共財産の私的目的への流用かの違いはあれ、同じように私立、宗派学校生徒への無償教科書提供を公共の福祉として位置づけ支持しており、私立、宗派学校生徒への無償教科書提供のもつ意味を示唆する典型的事例といえよう。

(2) Chance v. Mississippi State Textbook Rating and Purchasing Board 事件 (1941) (以下 Chance 事件)[39]

本件も、前述の Borden 事件と同様、私立あるいは宗派学校への公費援助を禁止した州憲法にかかる学校への無償教科書提供が違反するものであるか否かが訴訟の争点となっている。事実の概要は以下のとおりである。

1940年に出されたミシシッピー州制定法 (Chapter 202, Laws 1940) は、州教科書評価購入委員会 (State Textbook Rating and Purchasing Board) に対して、教科書の選定・購入、更には、その教科書を州内に位置し一定の基準を満たすすべての初等学校の生徒に無償で配布する権限を付与していた。同法第23条には「委員会によって準備された教科書は州内無償公立初等学校及び州教育局が定めた初等教育の基準を維持するその他の初等学校の第1学年から第8学年の生徒に無償で配布・貸与されねばならない」と定められていた。更に、1940年法の Chapter 18 には、かかる無償教科書提供のために125万ドルが州の財源から充当されることが規定されていた。これらの制定法規定に基づき、州教科書評価

購入委員会(以下被告)は私立、宗派学校を含む州内初等学校の生徒に無償教科書を提供した。これに対して、W. M. Chance を初めとする州内納税者の一部(以下原告)がかかる制定法は「宗教若しくは宗派は、本州の学校若しくはその他の教育資金のどの部分をも決して支配してはならない。また、いかなる資金も宗派学校の財政的保障のため、支出されてはならない」とする州憲法 (Art. 8 Sec. 208) に違反するものであるとして、被告の行為の差止命令を求めて訴訟を起こした。

この申し立てに対して、ミシシッピー州最高裁は、原告の主張を斥け、州制定法の合憲性を支持した。同裁判所の判決内容を要約すると以下のごとくである。①公立学校に対する資金の充当は、教科書提供のための資金とは全く分けられているので、無償教科書提供のための資金充当は、州憲法の禁止する学校若しくはその他の教育資金の使用に当たらない。かかる資金はいかなる公立学校資金に対しても何らの責任も設けるものではない。教科書は州によって管理され、個々の生徒に対して貸与されたものに過ぎず、かかる教科書の提供が州の学校若しくはその他の教育資金の支配を私立、宗派学校へもたらすとは考えられない。(40) ②学校への就学は義務であり、個々の生徒は適切なる無償公立学校あるいは私立学校に就学しているが、もし無償教科書の提供を公立学校に限定すれば、生徒が公立から私立へ移ることを選んだ場合、生徒にかかる教科書の使用を放棄させることになり、このことは宗教的理由を根拠とした平等権の否定につながる。(41)

本件で特に注目すべきは、上述の中でも②の子供の平等な権利の保障であるが、このことについて、同裁判所は次のようにも述べている。

「もし生徒が宗派学校に就学することによって、州に対してその義務を遂行しうるとするならば、なぜ州が“すべての適切なる手段”を講じて生徒に対する義務を促進しそれを遂行しえないのか、を確認することは困難なことである。州は子供の宗教的信条に耳を傾けない義務を有するが、それは子供の要求を無視することではない。州は子供が何を考えるかを統制することはできないが、子供に対して考え方を教授するためには、そのなしうるすべてのことをなさなければならない。生徒にいかなる宗教的信条を支持することも認める州は、生徒のかかる権利行使を理由に、すべての生徒に共通する利益を彼から奪い去るべきではない。」(42)

このように、本件では、生徒の就学する学校の種別を問わず、生徒の平等なる権利の享受が高く掲げられており、かかる権利は宗教的信条を理由に放棄されるものではないとされ、大いに注目される。ただ、看過できないのは、「州に対する子供の義務」の問題である。すなわち、これによると、司法当局は、子供が宗派学校へ就学することを通じて州に対する義務教育を履行する代わりに、州もまた無償教科書の提供によって、公立学校生徒と同様に私立・宗派学校生徒にも平等な権利を保障することを確認している。換言すれば、これまで私立、宗派学校を公教育制度に包摂せず、公費支出の対象としてこなかった伝統的な考え方を止揚して、宗派学校を含む私立学校の一部分を公教育的機能の中に位置づけることにより義務教育の徹底を図ると同時に、公立学校生徒と同様な権利を私立、宗派学校生徒にも保障するという観点を提示しているといえよう。

更に付言するならば、無償教科書の提供を私立、宗派学校の生徒が享受するということは、とりもなおさず州の定める一定の教育内容を受諾することであり、これは、私立、宗派学校へも、州の教育内容統制権がある程度及ぶことを意味するものである。とすると、本件では、州の福祉権能に関する直接的判断は示されていないが、州は無償教科書の提供を通じて私立、宗派学校へも州の教育内容に対する一定水準を確保せしめ、もって州の全般的福祉と安全を図る福祉権能の遂行をも意図していたとも考えら

れる。

ともあれ、本件では、子供の平等権が大きく取り上げられ、この点が重視されねばならないことが判示されており、無償教科書提供のもつ1つの意味が示されているように思われる。

(3) Board of Education of Central School District No. 1 v. Allen 事件(1966)(以下 Allen 事件)(43)

最後に、近年ニュー・ヨーク州で起きた Allen 事件をみてみたい。本件事実の概要は以下のとおりである。

ニュー・ヨーク州議会は、1965年に「公立あるいは私立学校の第7学年から第12学年に就学する生徒に無償教科書を貸与するために公費を充当すること」を定めた法律 (Laws 1965, C. 320; Education Law, §701) を制定した。この法律に基づき、州教育長官 Allen (以下被告)は 直ちにかかる規定内容を実施に移すとともに、同規定を違憲としてその実施を拒否した一部地方教育委員会メンバーを解職した。これらの行為に対して、イースト・グリーンブッシュ・タウンの第1中央学区教育委員会(以下原告)は、上述制定法が宗派学校に対する公費援助を禁止した州憲法規定 (Art. XI, §3)(44)に違反するとともに、合衆国憲法修正第1条にも抵触するものであるとして、同制定法の無効と州教育長官のかかる制定法の実施差止、原告教育委員会メンバーの解職の取り消しを求めて、訴えを起こした。下級審では原告側が勝訴したが、これを不服とした州教育長官が上訴した。

この訴えに対して、ニュー・ヨーク州中間上訴裁判所は、原告教育委員会メンバーが訴訟資格を有さないことを理由に、原告の訴えを斥け、下級審判決を破棄した。同裁判所の判決内容は、要約すると以下のごとくである。

①公的機関 (public body)— 本件では教育委員会 — は、その政策上の権限を規制する州制定法に異議申し立てを行なう資格を有さないとするこれまで一貫した判決原理が存在する。(45)

②本件原告の教育委員会は、州の創造物であって、その存在を州に依拠するものであり、州教育長官を通した教育局の保護の下で、州の管理・命令に従ってその機能 (function) を遂行している。(46)

③教育委員会が教育長官を訴える事件は存在するが、本件の場合、それらの事件の状況とは異なり、かかる事件の判決には拘束されない。原告主張を検討しても、本件訴訟が教育委員会によって起こされ得るとする実証はなされていない。(47)

このように、本件は、原告が訴訟資格を有さないことを理由に、原告主張を門前払いし、具体的な憲法判断を下さず、結果において州制定法を支持した形となっている。しかし、本件の審理を担当した5人の判事の中で2人の判事は、その付随意見の中で、下級審判決破棄の積極的理由を別の側面(「子供受益者論」)から展開しており、注目される。以下は、その「子供受益者論」を展開した Staley 判事の意見である。

「320章(問題の制定法—筆者)は学校への補助金というよりもむしろ学区の財産である教科書の貸与を通じ、生徒の個人的要求に基づく生徒のみに対する教育援助を規定している。貸与される教科書は、州のいかなる公立初等あるいは中等学校においても使用されるよう明示されているものか、若しくは教育委員会、評議員 (trustees)、その他教育当局によって承認されたものである。……320章の制定の際、州は1960年代の教育爆発 (education explosion) を認知しており、教育の統一的水準の維持を公的責任と考えていた。……320章の基本的目的は学校に対する間接援助というよりもむしろ生徒に対する援助であることが容易に確認されうる。たしかに、州憲法第11条3項 (Art. XI, sec. 3) はいかなる宗派学

校若しくは機関に対しても、直接あるいは間接にも公金・公的財産の使用を禁止している。しかし、320章は、世俗的教科書が学校ではなく生徒へ提供されること、更にはかかる教科書が生徒の要求に基づいてのみ提供されることを規定している。生徒が州又は学区の財産を受け取るのであり、それは貸与によってなされるのである。非世俗的学校の生徒に提供される教科書の有効性は、人種、皮膚の色、宗派に関係なく個人に貸与される公立図書館の図書の有効性とほとんど変わらない。320章の意図及び目的は第7学年から第12学年のすべての生徒に教育的援助を準備することであり、かかる制定法は、直接あるいは間接にも、それら生徒の就学する学校を援助するものではないというのが我々の考えである。健全な公共政策の促進、すなわち“より適切な教育の機会”を提供するために制定されたかかる法は、この特定教育援助を禁止する明文規定がない以上、州憲法には違反しないとされねばならない。」(48)

同判事は、更に問題の制定法が合衆国憲法修正第1条にも抵触していないことを次のように述べている。

「国教樹立を禁止する(修正第1条の一筆者)基本的目的は、宗教上の自由を保護し、いかなる宗派に対しても政治上の優先権を与えないことであった。本件問題の州制定法は、宗派的目的をもつものではなく、将来の市民として成長するのに重要な非宗派的(世俗的一筆者)知識を増大させることによって、全般的福祉を促進することを目的としたものであり、そのために、生徒に対する教科書の貸与を定めたものである。……320章は公立学校における州の宗教公認又は宗派活動を肯定するものではない。本制定法は、生徒の就学する学校にかかわらず、生徒の要求に添って世俗的教科書を単に有用ならしめているに過ぎず、宗教に関しては一切中立である。」(49)

このように、本件の付随意見は、教科書の提供が子供に対して行なわれたものであり、何ら学校に対する援助には当たらないこと、またそれは州内すべての子供に対する“より適切な教育の機会”を保障するためであること、そして、それがひいては州の全般的福祉の促進につながるものであること、更には提供される教科書は世俗的なものであり、宗教に関して一切中立であることなどの点を挙げ、問題の制定法を合憲とする判断を下している。

もちろん、本件では、あくまで前述の主要意見、すなわち「原告には訴訟資格がないため、その主張は認められない」とした判断に優先権が与えられていることはいうまでもない。しかし、付随意見とはいえ、近年の事件において、本件が「子供受益者論」を採用したことは、私立、宗派学校生徒の受教育権を保障する立場からみれば、1つの大きな成果であるといえる。というのは、近年の司法当局が直接この論に言及し、これを支持するということは、その後の同様な事件においても、かかる見解が採用される可能性を示唆するものであるからである。事実、本件が、その後連邦最高裁へ移送され、連邦の最終審でその判断を仰ぐ結果となった際、連邦裁判所の6名の判事は、この「子供受益者論」を採用して、問題の制定法の合憲性を明確に支持したのである。(50) 従って、最終的には、本件も「子供受益者論」の立場に基づいて、私立、宗派学校生徒への無償教科書提供を法認した事件といえよう。

以上、本節で取り上げた事件は、原告に訴訟資格がないことを理由にして、私立、宗派学校生徒に対する無償教科書提供の憲法判断を明確にしなかったケースも存在するが、ほとんどの場合、前節における事件とは大きく異なる見解を提示している。すなわち、これらの事件は、まず、無償教科書の提供があくまで子供自身に対してなされたものであり、学校に対する援助ではないことを挙げ、非公立学校に対する公費支出に該当しないことを明示するとともに、かかる教科書が公立学校生徒に対するものと同

様であること、つまり世俗的教科書であることを挙げて、宗教的中立を維持し、政教分離の原則に違反していないと判示している。そして、かかる教科書の提供はあくまで子供の利益（平等権、教育機会の保障）を保護し、併せて州の利益（州民の全般的福祉と安全）を促進するためであることを挙げ、州の正当な福祉権能の行使であるとも判示している。

このように、本節の諸判例は、「子供受益者論」の見解を採用することによって、政教分離の原則を否定することなく私立とりわけ宗派学校の生徒をも含む広範囲な子供の利益（平等権、教育機会の保障）と州の利益（公共の福祉）の両者を同時に促進しうる実利的解釈を提示しているといえよう。

結　語

これまでみてきたように、私立とりわけ宗派学校生徒に対する無償教科書制度の適用が法認され得るか否かに関する判例は、一致しておらず州によって異なっている。つまり、宗派学校生徒に対する無償教科書制度の適用を支持する判例とかかる制度の適用を否定する判例に二分されており、米国各州の裁判所はこの点に関して一致した判断を下していない。連邦裁判所の判断は、本稿で取り上げた事件に関する限り、支持的判断を提示しているが、その後の州裁判所が審理した事件の中には、かかる連邦裁判所の見解に拘束されず、宗派学校生徒に対する無償教科書制度の適用を否定した事件もあり、[51] 必ずしも連邦裁判所の判決原理が各州において定着しているとは言い難い。

そこで、判決が二分される理由を探るため、かかる支持的判例と否定的判例の基本的見解を要約的に整理し比較してみると、以下のような相違点が看取できる。すなわち、支持的判例は、その理由として、無償教科書の提供が①学校ではなく子供自身に対してなされたものであること、②子供の利益（学力の向上、平等権の保障、教育機会の保障）のためであること、③ひいては州の利益（州民の全般的福祉と安全）のためであり、州の福祉権能行使の一環であることを挙げている。これに対して、否定的判例は、その理由として、①私立、宗派学校は公教育制度に包摂されず、州の責任の対象ではないこと、②無償教科書の提供は、たとえ子供に対するものであっても学校への援助と同義であること、従って③州憲法がかかる学校への援助を禁止している以上、無償教科書の提供は正当な福祉権能の行使と認められないことなどを挙げている。つまり、支持的判例では、「子供受益者論」を採用することによって、政教分離の原則を否定することなく、私立、宗派学校生徒をも含むより広範囲な子供の利益と州の利益の両者を促進しようとするのに対し、否定的判例では、かかる子供の利益及び州の利益を絶対的なものとせず、それよりも政教分離の原則、すなわち特定宗派の優遇排除と信教の自由によって促進される公共の利益を最優先しようとしている。私立とりわけ宗派学校生徒に対する無償教科書制度の適用が法認され得るか否かは、集約的に表現すれば、政教分離の原則によって促進される公共の利益を優位とするか、かかる原則を否定することなく生徒の利益とそれから派生する州の利益をも重視するかの違いによるものといえよう。

いずれにせよ、司法当局におけるこれら二つの見解が今後どちらかの方向へ統一されてゆくのか、それとも各州における相違を残して共存するのかは予断を許さない。しかし、米国各州が公教育制度の発展過程において、宗派主義を排除しつつも無償化の拡大を図ることにより、子供の教育の機会の保障と州の全般的福祉及び安全を促進してきたことを考えると、公立学校と同様に、宗派学校を含む私立学校生徒へも無償教科書制度を適用することは、単に、公私の別を問わない広範囲な子供の受教育権を保障

するだけではなく、私立・宗派学校の一部分を公教育的観点においてとらえ直すことによって義務教育の徹底を図るとともに、州の教育内容統制権を通じて州の全般的福祉と安全をより一層拡大・発展させる積極的意味をもつものといえよう。

注

(1) E. P. Cubberley ; State School Administration, Houghton Mifflin, 1927, p. 570.

(2) 拙稿「米国公立学校の教科書無償化に関する州法規定」『教育学研究紀要』第28巻 中国四国教育学会 1982, pp. 136-140. を参照されたい。

(3) 同条項によれば、「連邦議会は国教の樹立または信仰の自由な実行に関する法律を制定してはならない。また言論および出版の自由を制限し、或は人民が平穏に集会し、また苦痛の救済を求めて政府へ請願する権利を侵してはならない。」とある。檜山武夫著『アメリカ憲法史研究』1958, p. 748.

(4) 本法は、ヴァージニア人権宣言(1776)に示された信教の自由を最も徹底した立論の上に、完全な姿において制度上確立した世界最初の立法であるといわれている。

(5) アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第3巻 1953, p. 59.

(6) 上原貞雄著『アメリカ合衆国州憲法の教育規定』 1981, p. 146.

(7) E. P. Cubberley ; Public Education in the United States, 1947, p. 177. この点に関する詳細な論及は、上原 前掲書(6)を参照されたい。

(8) ibid.; p. 233.

(9) Articles of Amendement Art. XVIII.

(10) R. F. Butts ; The American Tradition in Religion and Education, 1950, pp. 11-67.

(11) W. S. Monroe ed.; Encyclopedia of Educational Research, 1952, p. 363.

(12) 上原貞雄著『アメリカ教育行政の研究―その中央集権的傾向―』 1971, p. 201.

(13) R. F. Butts and L. A. Cremin ; A History of Education in American Culture, 1953, p. 526.

(14) 上原 前掲書(12) p. 187.

(15) E. P. Cubberley ; State School Administration, 1927, p. 686.

(16) Smith v. Donahue et al., 195 N. Y. S. 715, (Supreme Court, Appellate Division, Third Department, 1922).

(17) Ibid.; at 718.

(18) Ibid.; at 718.

(19) Ibid.; at 719.

(20) 宗派学校生徒に対する無償教科書提供の問題は直接論及されなかったが、無償教科書制度が公立学校のみを対象としたものであるとする判断は、1901年のオハイオ州裁判所審理の Mooney v. Bell 事件でも示されている。本件では、公立学校がすべての者に門戸を開いていることを理由に、公立以外の学校の生徒を不当に差別していないとしたうえで、無償教科書の提供は、公立学校を通じた州の利益保護のために行なわれていると判断し、注目される。

(21) Haas v. Independent School District No. 1 of Yankton et al., 9 N. W. 2d 707, (Supreme

Court of South Dakota, 1943).

(22) Ibid.; at 708. この点に関して、同裁判所は、Honaker v. Board of Education, 42 W. Va. 170, 24 S. E. 544 ; Honey Creek School Township v. Barne, 119 Ind. 213, 21 N. E. 747 ; 47 ; Board of Education v. Common Council of Detroit, 80 Mich. 548, 45 N. W. 585 ; Segar v. Board of Education, 317 Ill. 418, 148 N. E. 289 ; Attorney General exrel. Marr v. Board of Education, 133 Mich. 681, 95 N. W. 746 ; Ries v. Hemmer et al., 127 Iowa 408, 103 N. W. 346. などを上げている。

(23) Ibid.; at 709-710.

(24) Dickman v. School District No. 62 C, Oregon City of Clackamas County, 366 P. 2d 533, 533, (Supreme Court of Oregon, 1961).

(25) ORS 337.150 (1)「各学区教育委員会は、ORS 328.520 と328.525 に定められた方法により、学区内に居住しかつ基準的 (standard)な初等学校又は基準的な中等学校の第7学年、第8学年に就学するすべての生徒の無償かつ平等な使用のために法に基づき規定された教科書を準備しなければならない。」

ORS 337.150 (2)「…· 学校は、学校用地に対する生徒の比率、生徒1人あたりに対する教室面積及び教師に対する生徒の比率に関する基準を除き、州教育委員会の定める基準に見合う場合、かつ上述学校の教育に従事するすべての教師が正当なオレゴン州教員免許状を保有している場合、基準的である。かかる教員免許状の保有は、その学校が位置する郡の郡教育長によって示される年次登録書により証明される。」

(26) Dickman v. School District No. 62 C, supra at 535.

(27) Ibid.; at 537-538.

(28) Ibid.; at 539-540.

(29) Everson v. Board of Education, 330 U. S. 1, 67 S. Ct. 504, 91 L. Ed. 711, 168 A. L. R. 1392 (1946). 本件の詳細な論及は、上原　前掲書(12)の pp. 208-211 になされている。

(30) Dickman v. School District No. 62 C, supra at 542.

(31) Ibid.; at 544.

(32) Dickman v. School District No. 62 C, cert. denied, 371 U. S. 823, 83 S. Ct. 41, (1962).

(33) Ibid.; 366 P. 2d 545-547.

(34) Borden v. Louisiana State Board of Education, 168 La. 1005, 123 So. 655, 67 A. L. R. 1183 (1929).

(35) Ibid.; So. at 656.

(36) Ibid.; So. at 657.

(37) Cochran v. Louisiana State Board of Education, 168 La. 1030, 123 So. 664. (1929).

(38) Ibid.; aff'd. 281 U. S. 370. (1930). 本件の詳細な論及は上原　前掲書(12)の pp. 206-207. になされている。

(39) Chance et al. v. Mississippi State Textbook Rating and Purchasing Board et al., 190 Miss. 453, 200 So. 706, (1941).

(40) Ibid.; at 713.

(41) Ibid.; at 710.

(42) Ibid.; at 710.

(43) Board of Education of Central School District No. 1, Town of East Greenbush v. J. E. Allen, 276 N. Y. S. 2d 234, (Supreme Court, Appellate Division, Third Department, 1966).

(44) Art. XI, §3「州やその区画は、まったくもしくは部分的に宗派の支配もしくは指揮下にある、あるいは宗派的教義が教えられる学校もしくは学問機関について、その維持を直接もしくは間接に援助するため、その財産・信用もしくは公の金銭を使用したり、あるいはそのいづれかが使用されることを認可もしくは許可してはならない。」上原　前掲書(6) p. 159 より引用。

(45) Board of Education v. Allen supra at 237.

(46) Ibid.; at 237.

(47) Ibid.; at 237.

(48) Ibid.; at 238-243.

(49) Ibid.; at 244-255.

(50) Ibid.; 392 U. S. 236, 20 L. Ed. 2d 1060, 88 S. Ct. 1923, (1968).

(51) McDonald v. School Board of Yankton, 246 N. W. 2d 93, (S. D. 1976).